

損害賠償専決処分について

令和6年7月22日に、吉井貝塚敷地内の樹木の枝が折れ、隣接する住宅敷地内にある物置に落下し、当該物置を破損させた事故について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談し、損害賠償を行ったので報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により次回市議会定例会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内容
市内個人	樹木の枝が折れ、物置に落下し当該物置を破損させたことについて、損害賠償として、51,040円を支払った。